

議案第 1 3 9 号

令和 5 年度さいたま市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度さいたま市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付し、及び同法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 5 年度さいたま市水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決を求める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人